

令和2年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年1月8日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午前9時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 11番 高橋敦美委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任
農林課	中久喜農林水産振興局長、祖田担当課長補佐、深田担当課長補佐、神庭係長、米澤係長
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に係る意見照会に対する回答について イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

- エ 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) その他

議事開始 午前9時30分

事務局（宅和事務局長）

今回の議案で、15ページ番号109番の5条案件が、書類が整わなかったために取り下げになりました。よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

第10回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号4番の岩佐委員と議席番号5番の大太委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は泉委員、高橋委員です。

それでは審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規程により意見照会があり回答したいので審議を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和事務局長）

議案第1号について説明します。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、市町村が基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くこととなっていることから、農業委員会に意見を求められています。基本構想案については、米子市農林課から説明します。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

農林課の中久喜です。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、先月の農業委員会でお示しさせていただき、様々な貴重なご提言、ご意見をいただいたところです。先月の意見を元に変更したものを作成したところです。詳細は担当から説明します。

農林課（祖田担当課長補佐）

農林課農政担当の祖田と申します。まず変更点の説明の前に、見直しの状況について説明します。法令に基づく意見照会という事で農業委員会にお諮りしている訳ですが、同時にJA鳥取西部にも意見照会をしており、昨日、内容は適当であるとの回答をいただいたところです。それから先月17日から今月13日にかけてホームページ上で市民の意見照会を募っています。市庁舎の各窓口にも備え付け意見をいただく事になっています。これらを取りまとめ、今月末までには県知事との協議を終え、告示、公表という予定となっています。それでは変更点について説明します。資料はA4版とA3版の資料の二つです。大きい資料から説明します。前回からの変更点を赤字で示しています。6ページをご覧ください。中段に人・農地プランという言葉を入れています。修正前ですが、農地利用改善団体の設立という言葉が入っていますが、これが今、人・農地プランに移行している状況です。県からも制度上は残っているけれども、これからは人・農地プランでやっていくとの指導もあり、言い直しをしました。それから、多様な担い手に農業参入していただくという事で、I、J、Uターンとか定年帰農者といった言葉を入れました。次に11ページです。下に赤線で削除している部分があります。ここには人・農地プランによる担い手への集積という言葉を入れていたのですが、そこが重複していたので削除したところです。次に12ページです。中段にア、イ、ウと各地区の推進に関する記載がありますが、アの部分に利用権設定等促進事業に加え、農地中間管理事業を入れました。イの中山間地域ですが、現在の中山間地域の取り組みに則し文言を変えたところです。ウの弓浜地区は遊休農地の発生防止のため中間管理事業を利用するというしつかりした方針があるので、それを明記しました。続きまして16ページの中段を5行削除しています。これは法令改正により削除しました。次に18ページです。これも中間管理事業ですが特例事業を加えました。利用権設定のみならず農地売買の仲介をする事業を担い手育成機構がしているのでこれを加えました。続きまして22ページをご覧ください。経営所得安定対策という言葉にしています。修正前は生産調整としていましたが、今使わない言葉なので改めました。主な変更点は以上です。続きまして営農類型をご覧ください。これは前回の総会で多くの委員から意見をいただいた5番の経営収支の目安、これを全ての類型に設けました。今回、経営収支を確認する上で普及所に全体のデータの見直しをしてもらったところ、労働力の部分でいくつかの誤りがあったため、労働力も併せて修正しています。修正点の説明は以上ですが、一つお諮りしたい事があります。5ページにいわゆる認定農業者の所得目標、年間労働時間の定めがあります。前回の説明のとおり所得は県と同等、年間労働時間は、県が1,800時間としているところ米子市は1,900時間と説明しました。この事について先月12月議会で議会からの意見として、県が1,800時間と設定している、米子市も1,800時間を目標として頑張れというご意見

も頂戴しました。それを持ち帰り、市の方でよくよく検討しましたが、やはり米子市の現状としては、なかなか認定農業者の方が1,800時間をクリアできる状況ではなく、2,000時間を超えるような状況の方が多という事で、米子市の目標としては、やはり1,900時間が適当であるという農林課の考えですが、この事についても委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思っています。説明は以上です。

議長（田邊会長）

ありがとうございました。まず1,900時間についてはどうですか。県では1,800時間という事ですけども、到底実態に合わないの米子市は1,900時間にしたいという事です。皆さん方で意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。では1,900時間という事をお願いします。その他一通り説明ありましたけども、何か意見がありましたら。

関本農業委員

一つお聞きしたいです。12ページ、アの所中段に農地中間管理事業等を積極的にと管理事業の等があります。これはどういう事業があるか、私達資料いただいていますか。等と書いてあるのですが、中間管理事業がどういうものかがなかなか把握出来てないですが、具体的に言うと、荒廃地を新しく集積して、その荒廃地を農地に戻す時に費用がかかります、葎が生えているとかいろいろ。そういう時に相談をかけるわけですね。米子市は単市で事業を持っている、中間管理事業も持っています。それはどういう具合に仕分けしたらいいか、我々はいちいち聞かないと分らない。中間管理事業はそういう荒廃地に対してどれだけの予算をこういう場合に使うとか、そういう事が。米子市の場合は大体分かりますけど。中間管理事業が一体どんなものか問い合わせしても分らない言い方です。それを教えていただきたい。

農林課（祖田担当課長補佐）

基本構想で遊休農地の発生防止のため中間管理事業を活用と言っています。農業委員会で農地パトロールをされて、遊休農地となる見込がある農地について、ではこの方に耕作していただくとうスムーズに行かない場合、中間管理機構に引き取っていただき、中間管理機構は

全体を見てこの農地だったらAさんの農地の隣なので集積が図れるとかいう事を総合的に勘案し、うまく遊休農地が発生しないよう調整をしていただけていると思っています。農業委員会だけではそういう調整は難しいと思います。そういう部分を中間管理機構にお願いしていると。あと、事業等と言っているのは、中間管理だけではなく売買の仲介、売買手続きがスムーズにいくような事業もしているという事です。

議長（田邊会長）

中間管理機構は、来月研修会をしてもらう予定にしています。その時にまとめて機構に聞いていただけたらと思います。

関本農業委員

中間管理機構が具体的にどういう予算を持っているか、こういう場合は出来るけどこういう場合は出来ない、例えば木が生えていたら出来ないとか、その辺の具体的な事を中間管理機構に教えてもらわないと。

議長（田邊会長）

来月聞いてください。

関本農業委員

了解です。

公本農業委員

13ページのモデル類型で、水田と白ネギですけど、これで売り上げ1,050万円ですが、竹中委員さん、白ネギで数字が出ているけど、この白ネギだけで500万円になりますか、平均的に。ケース数にしたら約4,000ケース。1,050万円に合わせるには、水田が1.3ヘクタールですけど、ネギの1ケース単価が平均したら1,600円とか1,700円くらいにならないと追いつかないと思います。それからブロッコリーが1,800ケース、これは1ケースが6キログラム入りで出す訳だから、そうすると300ケースです大体ブロッコリーが1ケースいいやつで2,500円位です、ひどいのは今年の12月の初め頃1,000円ちょっとくらいで大変な思いしているけど、2,500円の平均単価を取るといえばよほどいい市場でなくては取れないと思います。それから水田で1.3ヘクタール、1反で10俵採れば1町3反ですから130俵で1俵がいくらですか、JAの買い上げは。あれこれ計算したらとても1,050万円に追いつかないでしょう。数字合わせに過ぎないでしょこれ。

竹中農業委員

ネギだけで80アールありますよね、大体収穫目標が反当900から1,000ケース程度くらいで見積もってあるので、JAの方で市場にお願いしている価格がケース1,100円です。これと言ったらネギだけで単純収益は880万円位になります。収益ですよ、売上の単純な経費を差し引かない市場で売り上げする価格、それが収益という項目に入ります。それは大体880万円から900万円くらい、ネギだけだと。ブロッコリーやスイートコーンを仮に入れたら1,050万円はそう無理な数字ではないと。

公本農業委員

無理じゃないですか。

竹中農業委員

実際これが出来るかと言ったら、新規就農者でやろうと思えばかなりの能力と努力が必要だと思います。係数的には0.9とか0.8を掛

けた方が新規就農者の目標としやすいかなと思いますけど。とりあえず数字的に見て売り上げとしては問題無いのかなと。

公本農業委員

大体、1反が800ケースとよく言われていて、上手な人が1,000とか1,100位と言って近所の人達はやっていますけども、これで1,000万円売り上げられるのなら、もっと皆がんばると思うのですけど。

竹中農業委員

あくまでも目標ですからね、こういう目標に新規の人が頑張るという事で。

公本農業委員

この数字に関しては竹中さんの説明がありますからそれなりの事を話したいですけど、先月の総会後に、このモデル的な数字を何人かの新規就農者に話したら、こんな事出来るわけないと言うから、聞いてみるわって事で今日話させてもらった訳です。

議長（田邊会長）

分りました。そうしますと、ここで挙手を求めたいと思います。異議の無いと思われる方は挙手をお願いします。

矢倉農業委員

一言言わせてもらいます。気が付いた点ですが、この基本的な構想、目次が間違っているようです。それとこのモデルを見て非常に農業



所得が少ないのに驚きました。ネギを専門にして2人で540万円が最高で270万円、一人当たり。一番低いのは人参をしているところであったと思います。果たしてこれで生活出来るかと、3人で420万円、年金でもって追加しないと生活出来ないと考えました。まあ10年後の目標が380万円ですけど、もうちょっと力を入れて指導していきたいと思います。もう一つ、7ページで新たに農業経営を営もうとする青年等についてですが、年間所得が農業従事者で250万円程度、夫婦による共同経営の場合は300万円とありますけど、夫婦で300万円、一人で250万円、共同経営で300万円はちょっと少ないと思いました。

農政の原点は農家ですから、積極的に農家に出向いて農家の声を聞き、農政に反映させてもらいたいと思います。私達農業委員会と年に数回の話し合いを持って、農家のために努力を重ねていきたいと考えています。以上です。

#### 議長（田邊会長）

今、矢倉委員からいろいろ要望なり指摘がありましたけども、そのあたり踏まえ農政の方も力を入れていただきたらと思います。そうしますと先程挙手を取りまして、挙手多数という事でしたので、適当と回答する事にします。

続きまして、5ページをお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、6ページ番号38の和田町から番号42の安倍について一括して審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（妹尾係長）

番号38番の和田町について説明します。申請地は、大篠津小学校近くに位置します畑1筆135平方メートルの農地です。隣地で耕作している受人と、この度合意し、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は22アールです。

次に39、40番の尾高について説明します。議案番号39は、田2筆、2、750平方メートルの農地を使用貸借で3年間借りるものです。議案番号40は、田2筆、2、730平方メートルの農地を親族とこの度合意し、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は54アールとなります。

次に41番の両三柳について説明します。申請地は博愛病院北に位置します。畑2筆、546平方メートルです。受人が公共工事で収用となった農地の代替えとして農地を希望され、この度、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は25アールです。

番号42の安倍について説明します。申請地は、YAJINスタジアム近くに位置します畑2筆、212平方メートルの農地です。買い手を探していた受人と、この度合意し、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は28アールです。

3条許可案件は以上5件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（田邊会長）

番号38の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

米澤推進委員

番号38の和田町について説明します。昨年の12月21日に井田農業委員、米澤推進委員で現地を確認しました。説明があったように、贈与する本人が遠方のために耕作が不安になって、今の耕作者に贈与するものです。隣地ですので管理は十分されると思います。許可については特に問題はありませんので、よろしく願いします。

議長（田邊会長）

番号39と番号40の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

番号39と40を説明します。現地調査は1月3日です。ご存じのように年末の雪により雪をかぶっていますけども、日々この近くを見ているので大体問題無いと思います。39番は受人の父が亡くなりまして、生前渡人と同じように作業をしていましたので、その農地を借りるという事です。そして借りるけれど、その隣の方に40番の議案にあるかと思えます贈与の関係です。この近くのは場の40番の所、これは受人の叔父にあたる所ですけども、たまたまその近くにあるので叔父の農地を贈与していただき、これからそういった水稻等々を作付するという考えで、この度の申請に至ったという事です。以上です。

議長（田邊会長）

番号41の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大縄農業委員

41番について説明します。12月25日に大縄農業委員、山中推進委員と現地調査をしました。問題無いと思います。

議長（田邊会長）

番号42の安倍について、担当委員さんから補足があればお願いします。

三島推進委員

42番について説明します。12月25日に大縄農業委員、三島推進委員が現地調査しました。とても熱心に草取りされています。許可については問題無いと思います。

議長（田邊会長）

そうしますと番号38から番号42の説明をそれぞれしていただきました。  
ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

42番ですけど、申請者は会社をやっておられる人ですか。わざわざ何で安倍に農業をしに来られるかと不思議に思ったのだけど。

事務局（妹尾係長）

社長かどうかは確認していません。距離は、自宅から時間にして30分かかるという事ですので、確かに距離はあろうかと思いますが、  
全て3条の申請要件に違反するものではないと考えておりますので、他にお答えすべき事はちょっと無いかと思えます。

議長（田邊会長）

3条には問題無いという事ですね。

事務局（妹尾係長）

はい。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、7ページ議案第3号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、8ページ番号12の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

12番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は共同住宅です。12月30日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は10から43センチの盛土を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック15センチを2から3段設け、その上にフェンス80センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意を確認しています。実行組合、土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、10ページ番号96の大崎について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

#### 矢倉農業委員

96番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。12月23日に矢倉農業委員、松本推進委員と現地確認を行いました。造成計画は10から20センチの盛土を行います。擁壁として、隣地境界に鉄製防護柵1メートルを設置します。雨水の排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われれます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

#### 尾坂推進委員

20年過ぎて発電能力が落ちて取り換える時、この後の処置が出来てないと思います、この議論の中で。もう止めたというと、非常に荒れてくるわけですけど、20年先には。まだ解決していませんけども、〇〇とかでも地区の賛成という方向でしてますけども、20年間終わったら山をさら地にして植林して返すという方向で協議しています。こういう議論をしなくてもいいのかなと。

事務局（宅和事務局長）

20年後は撤去をする形での積立というのは国の方で決めているようで、撤去については問題無いと思います。その後は農地ではなくなりますので遊休農地、荒廃農地にはならないので、農業委員会からは手が離れてしまいますが、その後どういう利用をするかというのは、まだどこも分かってないのが現実だと思います。ですからそこまでこの場で話をしてどうなのかと。

尾坂推進委員

農業委員会から手が離れますけども、その辺がどう利用されるか20年先の事をここで議論する事は難しい話でしょうけども、まあ今後議論する中で含めながらやっていけたらなど。この後どういう事であそこが荒れて何かに使われる、もう農地では無いから権利者が自由にされるのはどうしようもない事ですけど、何かその辺がしっかりこないなど。

議長（田邊会長）

これは、誰もが気にしている事だと思います。20年後にその業者が無くなったりした場合に、それを誰が片付けるのか、その時に問題になると思っていますけども、ただ今どうこう議論をする必要はないと思っていますので、これはまたそれぞれ胸にしまっておいて、色々な場で投げかけていただいたらと思います。よろしいですか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号97から11ページ番号100の彦名町について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

#### 公本農業委員

97番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。富益団地の入り口の所で、米子高専の正門からずっと境港方面に行った所です。12月22日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大15センチの盛土を行います。擁壁は隣地境界に既存のコンクリートブロック20センチ2段から3段があります。雨水は敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われま

す。続いて100番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。内浜産業道路に隣接するものですが、米子水鳥公園の入り口の信号から境港方面に向かい約1キロメートル位の所です。12月22日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成は50センチから100センチの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック60センチを設置します。流出防止措置として土羽打ちを行います。雨水は地下浸透及び自然流下後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接農地耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

#### 田口推進委員

98番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は先月の議案と同じ場所で、内浜産業道路から内浜街道の方に入った農地です。12月22日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大30センチの盛土を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック50センチを設置します。雨水は敷地内溜桝から新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。99番の議案について説明します。転用目的は一般住宅です。12月22日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大30センチの盛土を行います。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック50センチを設置します。雨水は新設道路側溝へ



流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接農地耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われます。

#### 議長（田邊会長）

そうしますとそれぞれ説明をいただきました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号101の夜見町について審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

#### 竹中農業委員

101番の議案について説明します。場所は近隣に小学校、病院、住宅密集地等ある中の農地であり、転用目的は資材置場及び駐車場です。12月27日に竹中農業委員、西村推進委員と現地確認を行いました。造成は10センチから30センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック30センチを4段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題無いと思われます。汚水の発生はありません。隣接農地耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について特に問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号102の安倍から12ページ番号103の安倍について、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

102番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。12月25日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は整地のみ行い現状のまま使用します。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック10センチを設置します。雨水は敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。103番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は社会福祉施設の建設に伴う現場事務所の一時転用です。12月25日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は10センチの盛土を行います。流出防止措置として境界に土羽打ちを行います。雨水は自然流下及び雨水配管から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。農業用道路通行同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。一時転用期間は令和3年2月1日から令和3年8月30日までです。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。転用について問題ないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号104の浦津について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 能登路推進委員

104番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。1月5日に田邊農業委員、能登路推進委員と現地確認を行いました。造成計画は20センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣接境界にコンクリートブロック20センチのものを設置します。雨水の排水は、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号105から番号108の淀江町佐陀について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 長澤推進委員

105番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は共同住宅です。12月30日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は35から90センチの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック15センチを2から3段設け、その上にフェンス80センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意を確認しています。実行組合、土地改良区は該当ありません。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等があるため第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われま

106番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は建売分譲住宅及び進入路です。北側の進入路の部分は107番の譲受人と2分の1ずつの共有です。12月30日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大30センチの盛土を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック15センチを2から3段設置します。雨水は新設及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意を確認しています。実行組合、土地改良区は該当ありません。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等があるため第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

107番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は建売分譲住宅及び進入路です。北側の進入路の部分は106番の譲受人と2分の1ずつの共有です。12月30日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大30センチの盛土を行います。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック15センチを2から3段設置します。雨水は新設及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意を確認しています。実行組合、土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等があるため第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

108番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は物流センターです。11月25日、26日に淀江ブロックの委員と田邊会長・田中会長職務代理と現地確認を行いました。造成計画は最大130センチの盛土を行います。擁壁として隣地境界にL型擁壁80から200センチを設置します。雨水は、敷地内の駐車場部分については新設道路側溝に出るように勾配をとり農業用排水路へ流す計画で問題ありません。また建物の雨水は、東側と南側に新設道路側溝を設置し、農業用排水路へ流す計画で問題はありません。汚水ですが、洗車場からの排水は油水分離槽で処理、その他の排水は合併浄化槽で処理して新設道路側溝から農業用排水路へ流す計画

で問題ありません。排水路に関して1年に1回定期清掃を行うよう箕蚊屋土地改良区と念書が交わされています。その他申請地内にある農道は申請地の西側へ、水路は申請地の東側へ付け替える計画です。申請地北側の市道佐陀五反田線は3メートルから9.5メートルへ拡幅工事を行います。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、集団農地であるため、第1種農地に該当します。国道、県道の沿道の区域に設置される流通業務施設については、例外的に転用が認められています。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

108番について伺います。今まではどう提出されているのかよく分かりませんが、今日見ても転用の面積がほとんど1反とか2反くらいですよね。それだと図面見て大体の理解が出来るのですが、今回108番は1町8反、3反くぼに直すと6枚です。これくらいの面積の転用するのに、その図面では全然意味が見えない。当然こういう物件なら地元にも説明会開かれる、現地も農業委員さんが行かれている訳ですから、それなりの資料があるはずですが。それを我々にたったこの1枚の別紙で理解せよというのは無理があると思うんですわ。何を言いたいかという、進入路はどこにあるか、道路どこを拡幅するか、この図面見て分りますか。この物流センターはトラックが何トンですか4トンですか10トンですか。それがどのようにして国道に入っていくのですか。前回は質問したのですが、ここには確かに横断歩道はありました。横断歩道のある所をインターチェンジの方に向かってどのように進入していくのか。インターチェンジから入って来るなら左折で入れます。しかしインターチェンジに行くには右折しないといけませんから、それをどのように入っていくかは全然分かりません。この図面を見てイメージ沸きますか。ただ物流センターだから承認出来ますとかなら、ただ我々はそれ見て、はい分りましたで済むというものでしょうか。それなりに我々が検討する資料をいただきたいと思えますけど、いかがですか。はっきりした資料が欲しいという訳です。図面が有る訳でしょ、今まで地元で説明会とか委員さんに立会する時にそれなりの資料が無いですか、平面図とか。

事務局（石田主任）

申請者から平面図、配置図、建物図一式をいただいています。進入路に関しては431号の国道から市道佐陀五反田線のこちらから進入路をとっております。トラックの配置ですが、10トンのトラック40台、4トンのトラック34台、その他一般車両16台が配置される計画です。信号ですが、佐陀の自治会の方で公安委員会に要望を出されると伺っています。

関本農業委員

国道に出るのは、入るのは、どこから入るわけ。

事務局（石田主任）

こちらの市道を3メートルから9メートルに拡幅しまして、こちらの進入路から国道へ出る事になります。

関本農業委員

信号も無いのに。

事務局（石田主任）

今の所、信号は無いです。

関本農業委員

一杯の所を右折していくわけ、あの大きなやつが。あそこ片側2車線でしょ、2車線の所を車の間を縫って米子インターの方に行くわけ。片側2車線を横断して、ダンプが。本当、あんな交通の激しい所を。

議長（田邊会長）

それもありまして、地元が信号機の設置要望を出しておられます。

関本農業委員

それ、実際にそういうように計画が出ているわけ。

議長（田邊会長）

出ています。

関本農業委員

米子インターに向かっていくのに右折しなければいけんでしょ。右折するのに4トン車なり10トン車なりが右折するのに、片側2車線の道路を右側から来るやつ見ながら来た、来たって左からも来るわけでしょ、431の国道を。

議長（田邊会長）

だから、今はそれもありまして、信号機の要望というのを出しておられます。

関本農業委員

拡幅するのは青いやつ。

事務局（石田主任）

現況がこちらです。3メートル幅の市道佐陀五反田線を9.5メートルに拡幅される工事も併せて。

関本農業委員

本当にそこ右折して行く訳。それなりの案がある訳でしょ。片側2車線の国道の右左って。

議長（田邊会長）

右折と、要はそこから出る時ですよ、入る時。

関本農業委員

入る時は分ります。



議長（田邊会長）

今はそれがあって信号機の要望を出しておられます。

関本農業委員

あそこ信号付けるって、ちょっと100メートル200メートル行ったらまた信号がある訳でしょ。

議長（田邊会長）

そうですね。

関本農業委員

これは行楽シーズンになったら渋滞するで。

議長（田邊会長）

どうでしょう、他に皆さん何かありましたら。

関本農業委員

だから、それ本当に。

議長（田邊会長）

信号については、今そういう要望が出ておりますので。

関本農業委員

信号付けて右折するっていう事。

議長（田邊会長）

そうです。

関本農業委員

それは地元の。

議長（田邊会長）

地元の要望で出ています。地元自治会から出ていますので。

あと、気になる所がありましたら。

関本農業委員

今後はこういうやつならもっと図面出してと思うのですが、それについてはどうですか。

議長（田邊会長）

これは打合せの時に細かい図面がありますよね、地元と説明したりする。これを出した方がいいのかなという気は、今ちょっとしていませんけども検討させてください。

関本農業委員

例えば3反くらいならいいですけど、1町を超えるような転用があるのならねえ。

議長（田邊会長）

そうですね、やっぱりこれで説明はなかなか理解しにくい所があるかと思いますので、図面に関しては検討させてください。

関本農業委員

どうせあるはずですから。

議長（田邊会長）

はい、あります。あと地元の土地改良区との念書とか、そういうのも全部取っておりますけども、図面に関してはもっと細かい図面があ

った方がいいのかなという気もしておりますので、今後検討させていただきます。

そうしますといろいろ意見も出ましたが、他の意見もありましたらお願いします。

そうしますと、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、16ページ議案第5号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは利用権設定各筆明細について、19ページ番号1-1から28ページ番号1-4までを一括して審議します。番号1-4は関係者の田邊委員は議事に参与できません。番号1-8から番号1-9は関係者の富田委員は議事に参与できません。番号1-44は関係者の角委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

19ページ番号1-1は再設定です。番号1-2から1-3は新規設定です。番号1-4から20ページ番号1-7は再設定です。番号1-8から21ページ番号1-10は新規設定です。番号1-11は再設定です。番号1-12は新規設定です。22ページ番号1-13は再設定です。番号1-14から23ページ番号1-20は新規設定です。24ページ番号1-21は再設定です。番号1-22から25ページ番号1-27は新規設定です。番号1-28から1-29は再設定です。番号1-30から27ページ番号1-38は新規設定です。番号1-39は再設定です。番号1-40から28ページ1-43は新規設定です。番号1-44は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、19ページ、番号1-4について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、20ページ、番号1-8から21ページ番号1-9について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、28ページ、番号1-44について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号1-4、番号1-8、番号1-9、番号1-44を除いて、一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、30ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号1-1から35ページ番号1-29までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明します。30ページ番号1-1から35ページ番号1-29まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもの22件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替4件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で3件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして37ページ議案第6号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは38ページ番号1から42ページ番号11までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

38ページ番号1は、市内在住の新規就農者で初めての配分です。番号2から42ページ番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

45ページの地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

46ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、47ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、4件を受理しています。

次に、48ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、49ページの農地の転用事実に関する照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して1件回答しています。

次に、50ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、51ページから53ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、5件を証明しています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

尾坂推進委員

下限面積の件で発言します。昨今遊休農地が増えている中、どうしても農地を持ちたいという方が私の知り合いで居ますけども、下限面積の不足で取得が出来ないという事があります。そこで、米子市で特別の下限面積を設けて、例えば10アールでも何か条件付きで出来るようなことを議論いただきたいと思います。私を訪ねて来た人も10アール程を現在作っておられますが、荒れた所を開墾して、人のものばかり作っていてもいけないので、10アールでも15アールでも自分の農地として耕作したいようですが、下限面積で農地取得が出来ないという事があります。特段の下限面積でも条件付きでも設定ができれば10アール、15アールという事でも農地が取得出来るように

考えていただきたいと思います。今という訳になりませんが、そういう事を総会で議論していただきたいと思い発言しました。

事務局（宅和事務局長）

ありがとうございます。下限面積は農業委員会で設定出来るようになっており、12月の総会で下限面積は決定されたところです。面積は農地法に基づいて設定したものですけども、遊休農地が非常に多く新規就農者を増やさなければならなければ、面積を変えてもいいとあります。そのあたりは今まで議論にならなかったところです。今後、運営部会の方で検討させていただいてと思いますが、どうでしょうか。

議長（田邊会長）

農業委員会で出来るという事ですので、運営部会で検討させていただき、また皆さんの方に諮っていききたいと思います。よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（宅和事務局長）

本日、担い手農家及び農地所有者の意向把握についてお願いという文書と農業者リストを配布しています。これは、農業者への意向把握用のアンケート用紙と各地区の10アール以上の自作面積のある農業者のリストです。この農業者リストには、人・農地プランのアンケートを提出済である方、また市街化区域を中心に農地を所有している農業者を除いています。これは意向把握をするための材料として各委員さんにお渡ししたものです。農業者に対する意向把握は、委員さんが農地利用の最適化の活動を行ううえで重要なものです。農地利用最適化活動の一環として、このたび配布をしたアンケート用紙を利用して、農業者の意向把握を行っていただきたいと思っています。本日は1名あたり10枚のアンケート用紙を配布していますが、足りなくなれば事務局にご連絡いただきたいと思っています。このリスト、各地区によっては50名しかいない所、200名、400名といる所がありますが、いついつまでに全部してくださいというお願いではありません。普段の活動で月に例えば4、5人位の意向把握を最適化活動として行っていたくというような事で構いません。近隣の知り合いからでも



意向把握をして、農業委員、最適化推進委員として農業者の問題を把握していただき、問題解決に向けて動いていただきたいと思いますと思い配布しています。現在、コロナ禍でもあり活動しにくい状況という事はよく分っておりますが、近隣におられるよく知った方からでも廻っていただいて、少しでも意向把握をしていただけたらと思います。提出については、総会の時にまとめて、活動記録と一緒に出していただければと思います。また意向把握によってすぐに解決をしなければならないという場合がありますら、事務局に相談をしていただきたいと思います。また回収いただいたアンケートは、今後行われる人・農地プランの資料にも使いますので、ご協力をお願いします。説明は以上です。

議長（田邊会長）

これは、期限は特に決めてないですね。

事務局（宅和事務局長）

期限は特にありません。任期中に活動していただければと思います。

議長（田邊会長）

何か確認したい事がありましたら。

米澤推進委員

農林課から人・農地プランのアンケートを出されると思いますが、これと重複しませんか。

事務局（宅和事務局長）

次、農林課がする時には、提出者を除いてアンケートをお願いしますので重複はしません。

議長（田邊会長）

他に何かございませんか。

田口推進委員

配る地権者は農業委員、推進委員に任せてもらうという事ですか。

事務局（宅和事務局長）

農業委員、推進委員さんをお願いしたいと思います。出来る範囲でかまいません。

議長（田邊会長）

出会った時とかそういう時にまた確認してもらったらとも思いますの、気楽に考えてもらえたらと思います。他に何かありませんか。

佐々木推進委員

これがリストですよね。行って話をして置いて帰って、またこっちから取りに行くのですか。

事務局（宅和事務局長）

聴き取りでお願いします。なかなか委員さんの活動が見えないという意見もあります。そういう意味でも聴き取りでお願いします。

佐々木推進委員

地番も書かないといけないですか。

事務局（宅和事務局長）

分れば書いていただくという事で。分らなかつたら近くの目印とかを書いていただければと思います。あとは事務局で調べられます。

議長（田邊会長）

分る範囲で結構です。

米澤推進委員

該当者の方が自書するのですか、それとも委員が書いてもいいですか。

事務局（宅和事務局長）

自書で書いていただきたいですが、書けなければ家族の方でもいいですので、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

そういたしますと、事務局からお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

2月定例総会につきましては、2月10日（水）1時30分から米子市役所401会議室での開催予定としております。

総会終了後の2時30分頃から総会に続き、担い手育成機構の理事長さんをお招きし、研修会を開催する予定としています。

次に、1月の農地相談は、ありません。

次に、1月分の活動実績報告書ですが、2月5日（金）までにご提出いただきますと助かります。 私からは以上です。

議長（田邊会長）

総会終了後に、担い手育成機構の理事長さんにお越しいただき、研修会をしてもらう予定ですが、担い手育成機構がどんな仕事をしているのか、それから我々農業委員会、農林課含めどういふ連携を取っていったらいいのか、このあたりを中心に話をしてもらおうと思っています。聞いてみたい事がありましたら、その時に質問していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

そういたしますと、これを持ちまして、第10回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午前11時15分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員